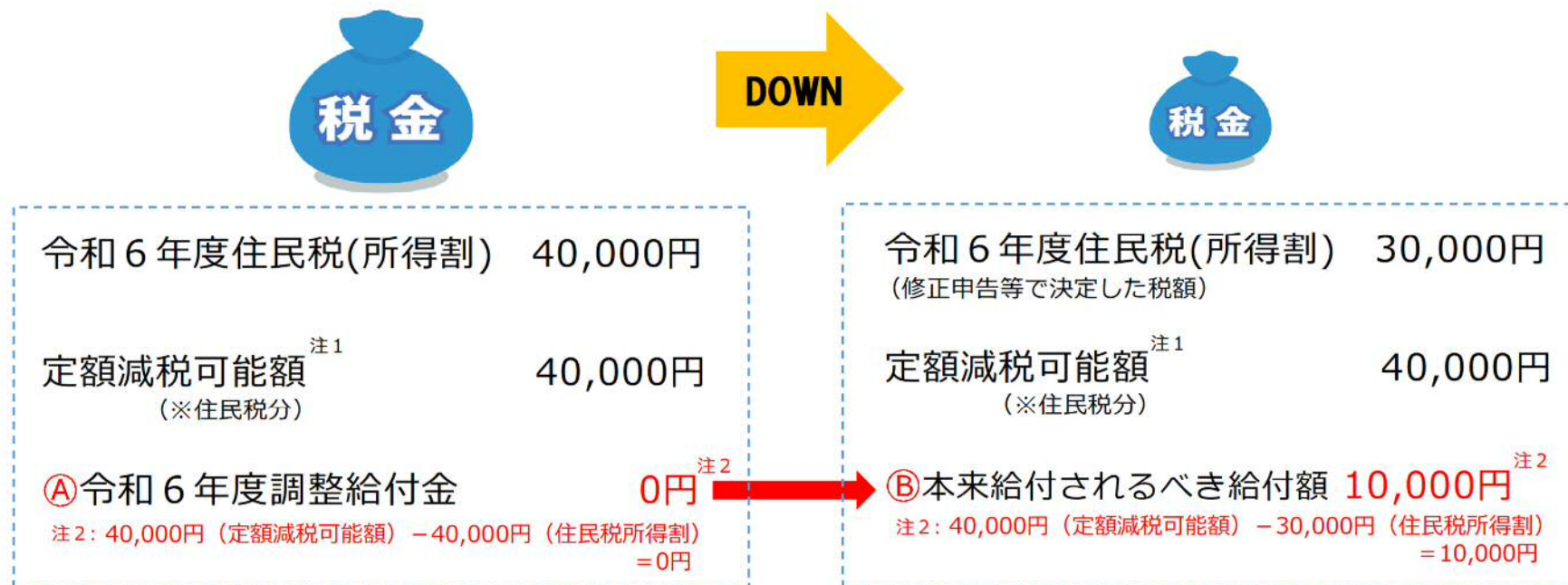


例 3

令和 6 年度個人住民税の修正申告により、 個人住民税（所得割）が減少した 4 人家族の場合

令和 6 年度住民税 調整給付時

令和 6 年度住民税 不足額給付時



注1: 定額減税可能額 (住民税分) = (本人+扶養親族数) × 1万円

②-①の差額の10,000円を不足額給付金として支給

【解説】

令和 6 年度住民税の当初決定時には、住民税（所得割）が 40,000 円、住民税分の定額減税可能額が 40,000 円で、令和 6 年度調整給付金は 0 円であった。

令和 6 年度調整給付額決定後に、令和 6 年度の修正申告を行ったことで、住民税（所得割）が 30,000 円に減少した。この場合、減少後の住民税（所得割）で不足額給付の算定を行うため、住民税（所得割）が 30,000 円、住民税分の定額減税可能額が 40,000 円により、本来給付されるべき給付額は 10,000 円となり、令和 6 年度調整給付金 0 円と本来給付されるべき給付額 10,000 円の差額 10,000 円が不足額給付金として支給される。